

平成25年 5月22日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案」について
(お知らせ)

平成25年度第6回原子力規制委員会（平成25年5月15日）において決定された「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案」に係る弁明の付与については、本日、原子力規制庁に対し別添の通り回答しましたのでお知らせいたします。

別添：「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案」について

以上

別 添

平成 25 年 5 月 22 日
日本原子力研究開発機構

「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案」について

平成 25 年度第 6 回原子力規制委員会（平成 25 年 5 月 15 日）において決定された「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応について」に記載された貴委員会の判断については、弁明の機会を付与※していただきましたが、国民の皆様からの負託を受けて原子力の研究開発を行う機関として深刻に受け止め、弁明をいたしません。貴委員会の判断に従い、機構の総力を挙げて一日も早い改善に努めてまいります。

※

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令に係る弁明の機会の付与について（平成 25 年 5 月 15 日 原管 P 発第 1305153 号）
2. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について（平成 25 年 5 月 15 日 原管 P 発第 1305154 号）

以 上